

キャッシュカード規定

1. (カードの利用)

普通貯金(総合口座取引の普通貯金を含みます。以下同じです。)、貯蓄貯金および濃協カードローンについて発行したキャッシュカード(以下これらを「カード」といいます。)は、それぞれ当該貯金口座または貸越口座について、次の場合に利用することができます。

ただし、カードローンの貸越、返済についての利用は、当組合とカードローン取引約定のある場合に限りです。

- ① 当組合、提携組合および当組合がオンライン現金自動預入機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等(以下提携組合も含めて「入金提携先」といいます。)の現金自動貯金機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「貯金機」といいます。)を使用してカードローンの貸越の返済、普通貯金、または貯蓄貯金(以下「貯金」といいます。)に預入れをする場合(総合口座取引の当座貸越の返済を含む。以下これらの取引を単に「入金」といいます。)
- ② 当組合および当組合がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(提携組合を含みます。以下「出金提携先」といいます。)の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。)を使用してカードローンの貸越を受け、または貯金の払戻しをする場合(総合口座取引の当座貸越による普通貯金の払戻しを含む。以下これらの取引を単に「払戻し」といいます。)
- ③ 当組合、提携組合および当組合が振込業務について提携した金融機関等の自動振込機(振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。)を使用してカードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
- ④ 当組合と所定の契約を締結し、かつ日本マルチペイメントネットワーク運営機構所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された法人等(以下「マルチペイメント収納機関」といいます。)に対して、当組合の振込機を使用して、カードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、税金・各種料金の払込サービス(以下「Pay-easy(ペイジー)」といいます。)を利用する場合。また、当組合と同一都道府県内にある提携組合が所定の契約を締結したマルチペイメント収納機関に対して、当該提携組合の振込機を使用して、カードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、Pay-easy(ペイジー)を利用する場合
- ⑤ 当組合および提携組合の窓口(窓口端末機接続の暗証番号打鍵装置を設置している窓口に限る。)で入金および払戻しを行う場合
- ⑥ その他当組合所定の取引をする場合

2. (貯金機による入金)

- (1) 貯金機を使用して入金する場合には、貯金機の画面表示等の操作手順に従って、貯金機にカード、または通帳(当組合および提携組合に限りです。)を所定の方法で挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 貯金機による入金は、貯金機の機種により当組合および入金提携先所定の種類の紙幣に限りです。また、1回あたりの入金は、当組合および入金提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

3. (支払機による払戻し)

- (1) 支払機を使用して払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って支払機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。
この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当組合または出金提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当組合または出金提携先所定の金額の範囲内とします。

- (3) 支払機による払戻しの場合に、払戻請求額と第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額(総合口座取引の普通貯金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、その払戻しはできません。

4. (カードによる窓口での入金および払戻し)

- (1) カードによる窓口での入金の際は、当組合(提携組合の窓口の場合は、その提携組合)所定の入金票に届出の氏名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。
- (2) カードによる窓口での払戻しの際は、当組合所定の払戻請求書に金額および届出の氏名(署名)を記入のうえカードとともに提出し、届出の暗証を暗証番号打鍵装置のボタンにより操作してください。
なお、提携組合の窓口での払戻しの際は、カードを提出し、その提携組合所定の手続きに従ってください。
- (3) カードによる窓口での入金、払戻しの際の1回あたりの限度額は、当組合(提携組合の窓口の場合は、その提携組合)が定めるところによるものとします。
- (4) 窓口でカードにより払戻す場合に、払戻請求額と第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額(総合口座取引の普通貯金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、その払戻しはできません。

5. (振込機による振込)

振込機を使用して振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における貯金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

6. (自動機利用手数料等)

- (1) 貯金機を使用して入金する場合、支払機または振込機を使用して払戻しをする場合(カードによる窓口での入金および払戻しを含みます。)には、当組合および入金提携先・出金提携先所定の貯金機・支払機・振込機の利用に関する手数料(以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。
- (2) 自動機利用手数料は、入金および貯金払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その入金および払戻しをした貯金口座から自動的に引落します。なお、入金提携先・出金提携先の自動機利用手数料は、当組合から各提携先に支払います。
- (3) 振込手数料は、振込資金の貯金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした貯金口座から自動的に引落します。

7. (代理人による貯金の預入れ・払戻しおよび振込)

- (1) 代理人(本人と生計をともにする親族、法定代理人のどちらか1名に限りです。)による貯金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合は、本人から代理人の氏名(署名)・暗証を届出てください。
この場合、当組合は代理人のためのカードを発行します。
- (2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。
- (3) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。
ただし、代理人のカードでカードローンの貸越を行うことはできません。

8. (カードによる入金、払戻し金額等の通帳記入)

カードにより入金した金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額または振込手数料金額の通帳記入は、通帳が貯金機、振込機、当組合の支払機もしくは当組合の通帳記憶機で使用された場合または当組合本店の窓口提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。なお、払戻した金額と自動機利用手数料金額および振込手数料金額は合計額をもって通帳に記入します。

9. (カード・暗証の管理等)

(1) 当組合は、支払機の操作の際に使用されたカードが、当組合が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ貯金の払戻しを行います。当組合の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。

(2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当組合に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる貯金の払戻し停止の措置を講じます。

(3) カードの盗難にあった場合には、当組合所定の届出書を当組合に提出してください。

10. (偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻し(ただし、カードローンの貸越は含みません。)については、本人が個人である場合には、本人の故意による場合または当該払戻しについて当組合が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当組合が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当組合所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当組合の調査に協力するものとします。

11. (盗難カードによる払戻し等)

(1) 本人が個人の場合であって、カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻し(ただし、カードローンの貸越は含みません。)については、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当組合に対して当該払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること
- ② 当組合の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
- ③ 当組合に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日(ただし、当組合に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当組合が証明した場合には、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当組合への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な貯金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てん責任を負いません。

- ① 当該払戻しが行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A 本人に重大な過失があることを当組合が証明した場合
 - B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など。)によって行われた場合
 - C 本人が、被害状況についての当組合に対する説明において、重

要な事項について偽りの説明を行った場合

- ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

12. (カードの紛失、届出事項の変更等)

カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当組合所定の方法により当組合に届出てください。

13. (カードの再発行等)

(1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

(2) カードを再発行する場合には、当組合所定の再発行手数料をいただきます。

14. (貯金機・支払機・振込機への誤入力等)

貯金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当組合は責任を負いません。なお、入金提携先・出金提携先の貯金機・支払機を使用した場合の入金提携先・出金提携先の責任についても同様とします。

15. (機器の故障等)

カード取引に必要な機器、設備の停電、故障等の場合は、カードによる取引を一時行わないことがあります。

16. (解約、カードの利用停止等)

(1) 貯金口座を解約する場合、カードの利用を取りやめる場合または、カードローン取引が終了した場合(ただし、農協カードローン(キャッシュカード)に限る。)には、そのカードを当店に返却してください。なお、当組合普通貯金規定または貯蓄貯金規定により、貯金口座が解約された場合にも同様に返却してください。

(2) カードの改ざん、不正使用など当組合がカードの利用を不適当と認める場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当組合からの請求があり次第、直ちにカードを当店に返却してください。

(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合当組合の窓口において当組合所定の本人確認書類の提示を受け、当組合が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

- ① 第17条に定める規定に違反した場合
- ② カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当組合が判断した場合

17. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

18. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。

(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。

(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

19. (規定の適用)

(1) この規定に定めのない事項については、当組合普通貯金規定、総合口座取引規定、営農貯金規定または貯蓄貯金規定、ならびにJ Aカードローン取引約定書、J Aカードローン利用規定(ただし、当組合とJ Aカードローン取引約定のある場合に限る。)および振込規定により取扱います。

(2) この規定は民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するも

のとします。

- (3) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

 JAバンク
(令和2年4月1日現在)